

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法 人 名	企業年金連合会	根拠法令名	厚生年金保険法		(平成14年4月1日民間法人化)
1. 法人の概要	業 務 の 概 要 (1) 中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金給付及び一時金たる給付の支給 (2) 企業年金制度間のポータビリティの拡充に対応した年金通算事業 (3) 会員の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業で次に掲げるもの ① 会員の行う事業についての助言及び連絡 ② 会員に関する教育、情報の提供及び相談 ③ 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究 ④ その他、会員の健全な発展を図るために必要な事業 (4) 確定給付企業年金（基金型・規約型）及び厚生年金基金から拠出された年金資産をまとめ、資産規模を大きくすることにより効率的な資産運用を実施する共同運用事業 (5) 確定拠出年金の事業主及び国民年金基金連合会の委託を受けて行う情報収集等業務及び資料提供等業務				
	役・職員数	理事長等	理 事	監 事	職 員
	常 勤	1 人	2 人	0 人	129 人
	非常勤	0 人	10 人	2 人	0 人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	87.7 億円	110 億円	0.8	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額 (①)	0 億円	0 億円		連合会の国庫補助金のうち、事務費国庫補助金(附帯事業)については、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人整理合理化計画」に基づき、平成14年度から廃止した。また、事務費国庫補助金(中途脱退者給付事業)については、平成21年度の「行政刷新会議事業仕分け」に基づき、平成23年度から廃止した。
	事業による自己収入額 (②)	87.7 億円	110 億円	0.8	② 自主事業による自己収入の拡大等
	①/②×100 (%)	0.0 %	0.0 %	-	
	経常的運営費用 (③)	87.7 億円	109.6 億円	0.8	③ その他
	①/③×100 (%)	0.0 %	0.0 %	-	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無		(有・無) 無		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由		(事務・事業名) - (理由) -		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由		(理由) -		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -		
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容		(内容) -		
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容 (行っていない場合はその理由)		(有・無) - (内容) -		
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無		無		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無
	名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額		算 定 根 拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）
	-		-	円 (決定者) 円 (決定方法) 円 円 円	- - -
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無		-		収支状況のインターネットでの公表の有無
	対価を伴う自主事業の有無		-		法人における純利益額
					円
(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容				規定方法
	-				-
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注外注しなければならない理由		-		法人の外注金額
			-		円
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容		(有・無) - (内容) -		
(7) 事務・事業の公正性の担保措置			(有・無) 有		
	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）		(内容) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第158条第6項において準用された第121条により、基金の役員員については、公務に従事する職員とみなされており、事務・事業の公平性を担保している。		
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）		(有・無) 有 (内容) 企業年金連合会職員就業規則		

3. 機関 (1) 役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		—		
	役員の定数		20人以内	人	上限と下限の幅がある場合はその幅		—	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		会員たる厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者で組織する評議員会において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者の内から評議員会で選任することを妨げない。					
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) — (理由) —	— 年	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		常勤の役員の在職年齢は原則、満65歳に達した日の属する年度		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前々職		常勤・非常勤
	理事長	鯨島 正大	令和2年4月3日	株式会社 格付投資情報センター 取締役会長				常
	常務理事	福本 浩樹	令和3年4月2日	三井住友海上火災保険株式会社 顧問				常
	運用執行理事	中村 明弘	平成31年4月2日	企業年金連合会 年金運用部長				常
	理事	岩立 康也	令和5年4月4日	肥後銀行企業年金基金理事長				非
	理事	梅田 仁司	平成31年4月1日	千葉興業銀行企業年金基金理事長				非
	理事	大八木 勢一	令和6年4月1日	ジェイティービー企業年金基金理事長				非
	理事	岡本 総一郎	令和5年7月5日	大阪産業企業年金基金理事長				非
	理事	鬼村 洋平	令和4年1月13日	トヨタ自動車企業年金基金理事長				非
	理事	小林 寛	令和5年7月5日	七十七銀行企業年金基金理事長				非
	理事	瀧澤 薫	平成30年4月11日	電子情報技術産業企業年金基金理事長				非
	理事	藤広 稔	令和6年6月25日	広島銀行企業年金基金理事長				非
	理事	堀川 大介	令和6年5月27日	NEC企業年金基金 理事長				非
理事	松永 恭興	令和6年4月1日	日立企業年金基金理事長				非	
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由				同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
(比率) — %				(比率) — %				
(理由) —				(理由) —				
役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無		有	インターネットによる公表の有無	有	
役員報酬の支給基準の内容				役員の退職金の決定方法				
常勤理事の俸給月額 ・ 理事長 1,088,000円 ・ 専務理事 982,000円(該当者なし) ・ 常務理事 887,000円 ・ 理事 797,000円 非常勤理事の給与については、出勤日数に応じて日額12,700円を支給				退職時における俸給月額×0.28×在職月数 非常勤役員については支給しない。				
役員会規程の有無		役員会の成立要件			役員会における議決要件			
有		理事の過半数の出席			出席理事の過半数、可否同数は理事長が決する			
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		—		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		会員たる厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者で組織する評議員会において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者の内から評議員会で選任することを妨げない。					
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	—			—				
	監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) — (理由) —	— 年	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		非常勤役員の在任年齢の上限はない。		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前々職		常勤・非常勤
	監事	酒匂 明彦	令和5年7月4日	全国情報サービス産業企業年金基金理事長				
	監事	森永 浩康	令和6年4月1日	味の素企業年金基金理事長				
	監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無		有	インターネットによる公表の有無	有
監査役員報酬の支給基準の内容				監査役員の退職金の決定方法				
非常勤役員については、出勤日数に応じて日額12,700円を支給				非常勤役員については支給しない。				

(3) 社団的格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容				
	(有・無)	有	(有・無)	有			
	(内容)	評議員定数の半数以上の出席	(内容)	出席した評議員の過半数、可否同数のときは、議長が決する。規約の変更は、評議員定数の3分の2以上。			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）						
	(有・無)	有					
(内容)	会員である厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金の理事長及び代表者において互選された評議員により評議員会を組織している。						
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容				
	法人外部の者を含めた第三者的性格の機関は設置されていないが、連合会においては議決機関である評議員会が業務実績評価の役割を果たしている。		(有・無)	有			
			(内容)	連合会評議員選挙規程に基づき評議員を選出			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼任の役員数／評議員会等の構成員数×100）	36 %			
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	理事及び監事は、評議員において互選する。ただし、特別の事情があるときは、評議員以外の者のうちから評議員会で選任することを妨げない。（平成25年改正法附則第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第157条第2項）					
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	—			
	評議員定数	33	上限と下限の幅がある場合はその幅	—			
	評議員任期	2 年	2 年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) — 年 (理由) —			
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容				
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由						
	(比率)	— %					
	(理由)	—					
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件			
	有	評議員定数の半数以上の出席		出席した評議員の過半数			
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	—		
		余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 36,833,927,896 円 (運用方法) 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成25年政令第74号）第49条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第54条第1項において準用された第40条の規定に基づく運用				
(3) 長期借入金	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	—			
	長期借入金の確実な返済計画の内容	—					
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）				
	813,547,200 円	(有無) (理由)	有 —				
(5) 公認会計士監査	収支決算額	11,804 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有			
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	—					
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無			
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	有			
	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの 法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの					
	名称	—					
	所在地	—					
	資本金	—					
	事業内容	—					
	役員の状況	—					
	従業員数	—					
	持ち株比率	—					
	法人との関係	—					
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
		定款		有	有	有	—
		役員名簿		有	有	有	—
組合員等名簿		有	有	有	—		
事業報告書・附属説明書類		有	有	有	—		
損益計算書又は収支計算書		有	有	有	—		
貸借対照表		有	有	有	—		
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	—		
監事の意見書		有	有	有	—		
事業計画書		有	有	有	—		
収支予算書		有	有	有	—		

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由	
	定款		有	—	有	—	
	役員名簿		有	—	有	—	
	組合員等名簿		有	—	有	—	
	事業報告書・附属説明書類		有	—	有	—	
	損益計算書又は収支計算書		有	—	有	—	
	貸借対照表		有	—	有	—	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	—	有	—	
	監事の意見書		有	—	有	—	
	事業計画書		有	—	有	—	
	収支予算書		有	—	有	—	
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）	
	名称		有	—	有	—	
	所管する部局（担当局担当課等）の名称		有	—	有	—	
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有	—	有	—	
	設立年月日		有	—	有	—	
	代表者の職名及び氏名		有	—	有	—	
主な目的及び事業		有	—	有	—		
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有			
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			—			
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			有			
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有			
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由			
	役職、氏名、就任年月日、略歴			—			
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			—			
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由			
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等	—						
(1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	—			
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有					
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無	—	指導監督の実績及びその内容	—			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無	—					
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由	—		
	当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由	—		
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		—	無い場合、その理由	—		
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	—	所要の措置の結果の公表の有無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		—		—	
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		—		—	
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		—		—	
		その他		無		—	
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由等）							
企業年金連合会は、会員たる各基金によって組織される法人であり、評議員は、会員の代表者において互選することとされている。基金の大半は、一定の地域ごとの特定業種により組織されており、その代表者は当該業種団体の中核的な役割を担っている者から選任されることが通例である。また、会員の代表者の在任年齢規程が設けられている例は承知しておらず、評議員の在任年齢を設けることは難しいことから指導監督基準の例外とすることが適当であると整理している。							